

平成 26 年 2 月 14 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見について

今般、標記改正案（平成 26 年 1 月 14 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	規則・頁・項目等	項目・論点	意見	理由等
1	財規 第1条の2	特例財務諸表提出会社	「特例財務諸表提出会社」を選択した場合に、当該選択が会計方針の変更に該当しないことを確認したい。	
2	財規 第1条の2 第127条2項	特例財務諸表提出会社	今回の改正の適用開始時点、平成26年3月期末において、第127条2項で定める注記は過年度計数の開示が必要ないことを確認したい。	
3	財規 第8条の4 中間財規 第5条の2の6	重要な後発事象の注記	連結財務諸表において同一の内容が開示されている単体の情報については、開示を要しないとしていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・単体注記は、連結注記で開示済の内容と重複しており、開示する意義が乏しいため。 ・今回の見直しにより、多くの単体注記の項目が、連結注記において同一の内容が開示される場合には開示を免除することとしており、その方向性と整合性を図るため。
4	財規 第8条の5 中間財規 第5条の18	追加情報の注記		
5	財規 第8条の27 中間財規 第6条	継続企業の前提に関する注記		
6	財規 第8条の12	税効果会計に関する注記		
7	財規 第43条 中間財規 第24条	担保資産の注記		
8	財規 第58条 中間財規 第31条	偶発債務の注記	連結で十分な情報を開示している項目については、網羅的に開示を免除することをお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該項目の単体注記は、連結注記のみで十分な情報開示が行われていると考えられるため。 ・EPSの注記のように連結と単体で異なる計数の注記についても、連結の情報で十分と考えられる項目は単体の開示を免除しており、その方向性と整合性を図るため。
9	附則（平成19年8月15日内閣府令第65号）第9条第3項	リース取引開始日が平成20年4月1日以前の「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に係る注記	財務諸表作成会社が連結財務諸表を作成している場合には、単体注記を免除できる旨、追加をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の改訂における、平成20年4月1日以降にリースを開始したファイナンス・リース取引の取扱い（「8条の6第4項」の新設）との整合性確保のため。 ・当該項目の単体注記は、連結注記のみで十分な情報開示が行われていると考えられるため。